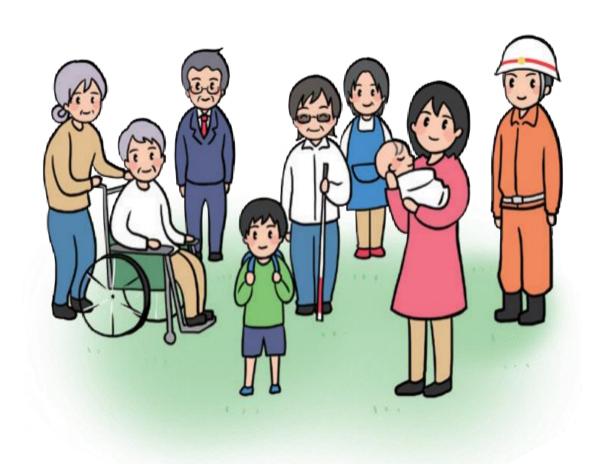
# 流山市避難行動要支援者

(高齢者・障害をお持ちの方・要介護認定を受けた方など)

避難支援計画

# 概要版



一 地域支え合い活動の推進について 一

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

作成:流山市 健康福祉部社会福祉課 平成 30 年 10 月作成

#### 計画改正の背景

災害対策基本法の改正及び流山市地域支え合い活動推進条例による活動状況を踏まえ計画を改正します。 (流山市災害時要援護者避難支援計画 ⇒ 流山市避難行動要支援者避難支援計画)

#### 災害対策基本法の改正(平成 25 年 6 月)

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を必要とする方を「要配慮者」と定義し、そのうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」としています。

市町村には、<u>「避難行動要支援者名簿」</u>を作成することが義務付けられました。また、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から自治会や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することが求められるようになりました。



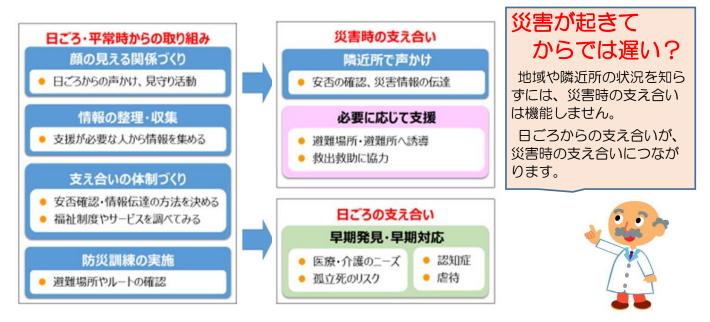
- ★ 災害発生時に、避難誘導や安否確認、避難所等での生活支援を的確に 行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等 の情報を把握し、地域の関係者間で共有することが必要です。
- ★ 災害発生時に備えて、これらの情報を迅速に活用できるよう普段から 整理しておくことが重要です。

#### 地域防災計画の修正

流山市地域防災計画は、平成29年3月に、災害対策基本法の改正を受けて、避難行動要支援者対策を中心とした修正が行われました。本計画は、地域防災計画の下位に属するものであるため、地域防災計画に沿って、避難行動要支援者対策の具体的な方法について改正します。

#### 地域支え合い活動の推進状況の反映

流山市では、災害時の支援だけでなく、孤立死防止等に向けた日常からの支え合いも目的として、地域支え合い活動を実施しています。避難行動要支援者名簿として作成した『支え合い活動対象者名簿』を自治会等へ提供し、災害に備えて普段からの支え合いを進めています。



#### 本計画の位置付け・計画に基づき行うこと

避難行動要支援者に関する取組みを推進するために、流山市地域防災計画の下位計画として、 本計画を作成します。

- 避難行動要支援者に関する全体的な考え方のうち重要事項は、地域防災計画で定めます。
- 災害対策基本法に規定された避難行動要支援者名簿の作成等(①~④)について、具体的な方法を本計画で定め、市は名簿の作成・更新及び名簿の提供を継続的に行います。 ※具体的な方法は、流山市地域支え合い活動推進条例の規定によるものです。
- 日頃の支え合い活動・個別計画の策定・災害時の取組み(⑤)は、国の「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」や地域支え合い活動推進条例に則して、本計画にて活動事例を提示します。また、活動事例を基に、地域での取組みを推進していきます。
- 流山市の避難行動要支援者に関する取組みは、地域支え合い活動を推進することで進めていきます。

#### 流山市地域防災計画

避難行動要支援者に関する全体的な考え方のうち重要事項を定めます



#### 流山市避難行動要支援者避難支援計画

①要配慮者の把握

市は、関係部局が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握・集約する。



②避難行動要支援者名簿 の作成

市は、要介護状態・障害支援区分、家族の状況等を考慮し、 避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。



③平常時から名簿を提供 することへの同意確認 市は、平常時から名簿を提供することについて、本人の同意・意向を確認する。



④避難支援等関係者への 事前の名簿情報の提供 市は、平常時から名簿を提供することに同意した方について、 自治会、関係機関(消防、警察、民生委員等)等の 地域の避難支援等関係者へ名簿情報を提供する。



⑤日頃の支え合い活動 個別計画・災害時の取組み 地域ぐるみ(市・関係機関・自治会)で、日々の生活や業務の 中での見守り、避難訓練や日常的な声かけ活動を行う。

- ・避難支援時の配慮事項等に関する避難支援プランを策定する。
- ・災害時には、名簿を活用した避難支援等の取組みを行う。
  - ・避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針(内閣府)
  - ・地域支え合い活動推進条例

を基にした活動の実施

規定された内容地域防災計画・地域支え合い活動推進条例に

#### できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

(平成29-33年・第3期流山市地域福祉計画スローガン)

平成23年の東日本大震災では、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上るなど、高齢者や障害者に被害が集中しています。また、近年発生している災害では、公助(国や地方自治体による対策)の限界を著しく超える事態が発生し、自助・共助による地域での支え合いの重要性が高まっています。

災害時に支援が必要となる高齢者や障害者は、日常における福祉ニーズも高く、防災・災害対応と福祉分野の取組みを結びつける必要があります。さらに、災害時における地域での活動は、日頃の土壌(支え合いや訓練など)も無しに機能するものではありません。

そこで、流山市では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、平常時の孤立死防止と災害時における地域での支援を目的とした『地域支え合い活動』を推進しています。いつ来るか分からない災害に向けて、地域に関わるすべての人・機関が「活動の担い手」となって、できること・できる範囲から行動することが重要になっています。

#### 災害時の被害は、高齢者や障害者に多い

東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合も、健常者と比較して、2倍程度と推計されています。

こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害等でも共通していることから、災害発生時に自力で避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっています。

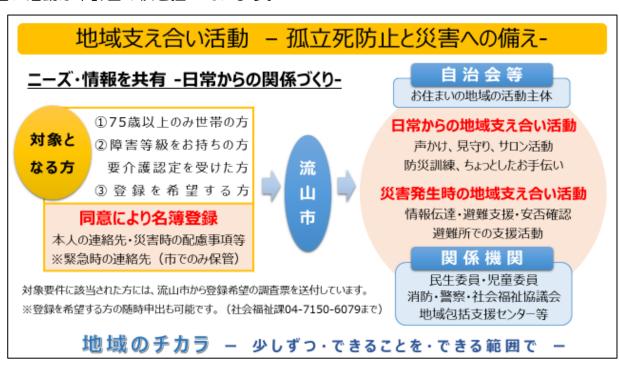






#### 地域支え合い活動(流山市の避難行動要支援者対策)

流山市の地域支え合い活動は、災害時の支援と孤立死防止に向けた日常からの支え合いを 目的とする事業として、平成27年度から実施しています。支援を必要とする方や名簿の共 有先といった一連の流れは、国が示す避難行動要支援者の取組指針を踏まえており、地域支 え合い活動は本計画の核を担っています。



#### 地域支え合い活動の活動内容

日々の生活や業務の中での何気ない見守り(緩やかな見守り)、避難訓練や日常的な声かけ活動(地域による見守り)により、地域ぐるみの支え合い活動を進めています。また、具体的な福祉ニーズを抱える方には、関係機関を中心にサポート(専門的な見守り)します。

#### 支え合いのかたち ~地域ぐるみで連携~

緩やかな見守り	地域(	こよる見守し	)	専門	的な見守り	
<b>日々の生活や業務の中で</b> <ul><li>「それとなく注意を払う」</li></ul>	見守りが必要な方に対して (支え合い活動名簿を活用)			本人・家族からの相談・申請 地域からの通報・相談を受けて		
<ul><li>「さりげなく様子を見る」</li><li>仲間と集う</li><li>サークルやボランティア活動</li></ul>	<ul><li>防犯パトロ</li></ul>	安否確認・声かり ール時の見守り 選難支援・安否		虐待・認知 ● 医療や介護	護保険サービス、福祉	
異変に気づいた時は	専門機関・緊急	対応につなげる		の制度へ? ■ 災害時の/	)なける 芯急対応・適切な支援	
<ul><li>隣近所・友人</li><li>敬老会・ふれあいの家</li></ul>	<ul><li>民生委員・児童委員</li><li>地区社会福祉協議会</li></ul>		<ul><li>市役所</li><li>警察・消防 (緊急時)</li></ul>			
<ul><li>地域見守りネットワーク・ SOSネットワーク</li></ul>	自治会·自主	自主防災組織			介護支援専門員	
(民間事業者との協定)		社会福祉協議会			相談支援専門員	
	ī	高齢者なんでも	目談室	(地域包括支	援センター)	

#### 地域で広がる支え合い ~少しずつ・できることから・できる範囲から~

日ごろからの関係づくりは、災害時の支援だけでなく、普段の生活での支え合いにもつながります。これまで行ってきた自治会活動や、無理なく手近に取り組めることから活動を始めてみてください。また、自治会や関係機関が連携して活動することも大切です。

避難訓練・防災訓練 要支援者も当事者として参加 ながいき 100 歳体操 *地域で介護予防・健康づくり*  高齢者ふれあいの家 閉じこもりの防止・多世代交流



防犯・通学路のパトロール 子ども・地域の安全も守る



外部からの見守り・定期訪問 気づき・何気ない見守りの輪



普段からの自治会活動 回覧板は手渡しで







#### 異変に気づいたらチーム・ネットワークで対応

異変に気づいたら、離れて住む・留守にしている家族へ連絡ができる場合は、所在や普段の様子を確認してください。家族の連絡先が分からない場合は、市で管理している緊急連絡先(本人の同意があった時に限る)をもとに、市から可能な限り連絡します。

命の危険性・緊急性が高い場合には、「警察・消防」へ通報してください。※土曜・休日・ 夜間に命に関わる緊急事態が発生した場合であっても、消防本部において緊急連絡先の情報 を管理しているため、24 時間対応が可能です。

命の危険性・緊急性が高く、すぐに安否確認が必要な場合(家の中で倒れている/テレビの音が鳴っている・電気がずっと点いているのに応答がない)

- 家族等への連絡(所在や普段の様子を確認)
- 救急車の要請(119番)、警察への通報(110番)
- 家族の連絡先が分からない・連絡がつかない場合 市役所(緊急連絡先を保管)、高齢者なんでも相談室等の関係機関へ連絡
- 民生委員・児童委員との情報共有、民間サービスの利用等も考えられます。

#### 土曜・休日・夜間に、命に関わる緊急事態が発生した場合

- 緊急連絡先は市役所の各部署で保管しています。 (社会福祉課・防災危機管理課・消防本部)
- 消防本部は24時間対応しています。
   119番の要請があった場合、必要に応じて、
   緊急連絡先の家族等に連絡します。



緊急時には、119番、110番

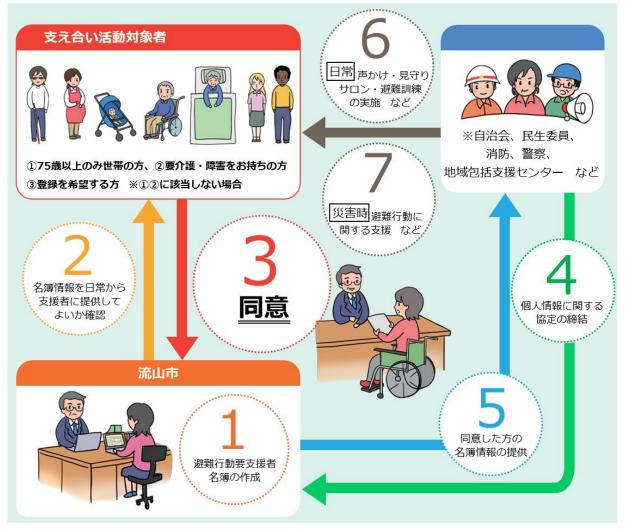
#### 避難行動要支援者名簿の作成・活用

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うため、避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成します。また、日頃の支え合い活動の実施・災害時の迅速な活用ができるよう、本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者との間で平常時から共有します。

イメージ:避難行動要支援者名簿≪支え合い活動対象者名簿≫

	提供団体等				<u> </u>					提供年月日: 卷載基準年月日:	
		電話番号その他の連絡先			支援を必要とする事由		その他				
計号	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号	携帯電話番号	FAX番号	メールアドレス	#MD23	①年齢、②障害の種別・等級、 ②要介護状態区分、③その他	その他 (本人登載希望事項)
1											
2											
3											
.4											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25			$\top$								

| |イメージ|: 避難行動要支援者名簿の作成・活用のながれ(内閣府モデル・流山版)



#### 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲≪地域支え合い活動の要件≫

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に特に配慮を必要とする方を「要配慮者」と定義し、そのうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と位置付けます。

流山市における「避難行動要支援者」の要件は、地域支え合い活動の3つ要件として設定しています。 (病院や施設に入所されている方は対象外です。)

# 要配慮者 遊難行動要支援者《支援を必要とする人》 ① 75歳以上のみの世帯に属する方で、名簿登載に対して不同意の申出がない方【逆手上げ方式】 ② 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等、要介護3以上の方で、名簿登載に同意の申出があった方【同意方式】 ③ その他支援を必要とする方で、名簿登載の申出があった方【「一意方式】 ①乳幼児及びその母親・妊婦 ○未就学児童 ○児童生徒 ○日本語の理解が十分でない外国人 ○その他、災害発生時に負傷された方等

#### 避難行動要支援者名簿の作成

平常時から自治会等へ提供する情報

市の関係部課で把握している情報、同意確認時に本人から提供を受けた情報を用いて、名簿を作成します。

災害時や緊急時に限り活用する情報

緊急時の連絡先は、同意確認時に本人から提供を受けます。 平常時は市で保存し、災害時や緊急時に限り活用します。

	名簿に掲載される個人情報	入手方法	情報提供の状況
ア)	支援を必要とする者の氏名		
(イ)	生年月日		
(ウ)	性別	─ 市で把握している情報	
エ)	住所又は居所		
(オ)	電話番号その他の連絡先	本人からの申出内容	_
カ)	支援を必要とする事由		平常時から共有
	・75歳以上の年齢要件 ・障害等級 ・要介護度など	市で把握している情報	※本人(家族)からの同意か 得られた場合に限る
(+)	その他市長が必要と認める事項		_
	・障害の状況 ・服薬、医療的配慮事項 ・福祉サービスの利用状況など	本人からの申出内容	
☆	緊急時の連絡先		災害時や緊急時に
	・別居している家族等の連絡先	本人からの申出内容	限り活用します
			※平常時は市で保存

※上記の情報に加え、自治会、民生委員・児童委員に関する情報について、市が有する GIS(地理情報システム)の 地図情報・区域データを基に判別し、個人ごとに付加しています。

※指定難病医療費助成・小児慢性特定疾病医療費の受給者は、災害対策基本法に基づき、千葉県での登録情報を 参照し同意確認を行います。(停電時に特に支援が必要な方の把握と支援方法の検討を進めます。)

#### 平常時からの名簿提供に関する意向確認/名簿の提供先

いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、地域防災計画や地域支え合い活動推進条例に基づき、下記の方法で、本人同意の意向を確認します。

本人から同意を得られた場合には、平常時から、自治会・民生委員児童委員・高齢者なんで も相談室(地域包括支援センター)・消防署等に避難行動要支援者名簿を提供します。

#### ※本人(家族)の同意が得られない場合は、平常時には名簿情報を提供しません。



## 緊急時の情報提供・不同意者の対応

不同意者(要件①で不同意申出の方、要件②で同意しなかった方)は、平常時には市でのみ管理します。ただし、災害が発生した場合等で、生命又は身体を保護するために必要があるときは、避難支援等関係者等に対し、本人の同意を得ずに名簿情報を提供することが可能となっています。(地域防災計画、地域支え合い活動推進条例による。)

災害等の規模や状況により緊急時の連絡先を含めて利用することがあります

#### 個人情報への配慮(自治会等への名簿提供のながれ)

避難行動要支援者名簿は、本人の要支援情報など貴重な個人情報で構成されることから、名 簿の提供や各機関での活動時において、個人情報への配慮を求めています。※市では個人情報 の配慮や活動の推進について記載した『地域支え合い活動の手引き』を作成しています。

#### Step1. 個人情報への配慮に関する協定の締結

市は個人情報保護に関する説明を行い、協定書を自治会等との間で締結します。協定では、個人情報の漏えいを防止するため、<u>【適切な管理・目的外に使用しない・複写しない・外部に</u>提供しない】など、個人情報の適正管理に向けた遵守事項を定めています。

#### Step2. 要支援者名簿の提供と自治会等における保管

自治会等は、名簿管理者(原則として代表者や役員)を 定め、名簿管理者届を提出します。

名簿管理者は、紙媒体で提供された名簿を適正に管理します。複数の人が出入りする自治会館等で保管する際は、施錠できる書庫などで名簿を保管します。

#### Step3. 活動報告と更新した名簿の提供

更新した名簿を受領する際には、前年度の活動報告を提出します。古い名簿は、新しい名簿の提供と引き換えに返還し、市が責任をもって廃棄します。



#### 自治会等における緊急時の対応(個人情報の保護と活用のバランス)

平常時には、個人情報の第三者提供や目的外利用は禁止されていますが、生命、身体又は財産に関する緊急時等には本人の同意を得ることなく活用できます。災害発生時や異変のサインを発見した際には、有効に活用してください。

個人情報保護法における目的外利用・第三者提供の可能な類型

#### 本人の同意がある場合

目的外利用・第三者提供に、本人が同意がしたとき。

#### 法令に基づく場合

- 警察等の捜査
- 高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の通報

生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合

急病等により、救急(119番)や警察(110番) へ通報、病院に血液型を伝えるなど。

公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のため、 特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合

- 感染症予防のための調査に応じるなど。
- 児童虐待に関する情報を支援関係者で共有する。

#### 虐待が疑われる場合には

高齢者、児童、障害者など全ての方に係る虐待を発見した場合には、市や関係機関に通報しなければなりません。

通報した方の個人情報は守られます(匿名でも可能)ので、少しでも異変を感じた時は臆せず通報してください。



#### 地域における避難支援プランの作成

避難支援プランは、災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うために、避難行動要支援者ごとに、支援に必要な情報を聞取り記録しておくものです。

作成にあたっては、自治会等の地域の避難支援等関係者が中心となって、本人や家族との話し合いや聞き取りによって作成してください。聞き取りが難しい場合には、支援カードを手渡し、自ら記入してもらうことが大切です。

○ 健康状態 ○ 家族の状況 ○ 緊急時の連絡先

○ 必要な手助け ○ 支援者の希望 ○ 必要な医薬品・医療行為

〇 情報の伝達方法 など

#### 救急情報カード・救急情報セットの活用

個人や自治会等で独自の取組みを行ったり、シートを作成しなくても済むよう、緊急時や災害時に必要な情報をまとめた救急情報カードを市で作成しています。万が一に備えて記入しておくことで、災害時だけでなく、急病やケガで倒れた時に、救急隊員や地域の支援者が必要な情報を知ることで、迅速・的確な救命活動につながります。(様式は、市・高齢者支援課 HP からダウンロードできます。)





#### ● 救急情報セット

高齢者のみ世帯(一人暮らし含む)、 障害者手帳をお持ちの方、要介護認定 を受けた方には、記入済みの救急情報 カードを冷蔵庫内で保存するための救 急情報セットを無料配布しています。

#### もしもに備えて、普段から携帯を!大事な事は更新を!

問合せ先 270-019 流山市平和台1 流山市役所 健 高齢者支援課 騰雲者支援課

外出先で、災害や緊急な事が起きるかもしれません。気になる事や災害時に配慮してもらいたい事をカードにして携帯しておきましょう。

病気の症状、家族の連絡先が変わった場合など、大事な事は更新しましょう。



# 災害に備えた平常時の取組み 災害発生時の取組み

#### 身を守るための事前行動・早めの避難を

ハザードマップにより地域の状況を確認したり、 本人・家族の状況により早めに避難しましょう。

	平常時	災害時
避難行動要支援者	→ 必要な備えや避難方法、避難施設	◆ 気象情報・警報等の情報を収集する
本人•家族	での生活等を確認•記録しておく	≠ 早めに避難する
(高齢者・障害を持つ人・	≠ 地域・ご近所との関係性を日ごろ	◆ 状況を踏まえて、地域・ご近所に支
要介護認定を持つ人など)	から築いておく	援を依頼する
<ul><li>自治会</li></ul>	◆ 日頃の支え合い・声かけ	→ 情報の収集および伝達
* 日心云   • 地区社会福祉協議会	ዹ 個別避難支援計画の作成	≠ 安否確認
▼地区社本価値励議本	4 避難訓練の実施 など	≠ 避難誘導
関係機関等	◆ 自治会等との日頃からの連携	◆ 避難所での安否確認、健康状態の確
• 民生委員·児童委員	↓ 特に配慮を要する方への見守り・	認(在宅避難者含む)
・高齢者なんでも相談室	声かけ	≠ 専門機関や援助機関への橋渡し
関係機関等	↓ 自治会等との日頃からの連携	   <b>↓</b> 災害ボランティアセンター運営
• 社会福祉協議会	◆ 地域のボランティア養成	→ 外部の援助機関との調整
112181818888		7 1 1 1 3 3 2 3 3 3 3 4 3 4 3 5 3 5 3 5 5
	→ 避難行動要支援者情報の収集	   <b>↓</b> 避難所での生活に支障のある方の
市	◆ 支え合い活動対象者名簿の作成	受入のための福祉避難所の調整
	◆ 支え合い活動の普及啓発	→ 外部の援助機関との調整
	_ · · · <u>_</u> · · <u>_ · · _</u> · · _ · · _ · · _ · ·	

### 避難に関する情報

#### 早めの避難のために、覚えておきましょう

安心メール、防災行政無線、ホームページ、広報車、 報道機関を通じてなど、複数の手段で情報をお伝えします。



避難勧告の区分	発令時の状況	住民がとるべき避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	<ul><li>↓ 気象情報に注意を払い、避難が 必要かどうか考える。</li><li>↓ 要配慮者、特に避難行動要支援 者は、避難を開始する(避難支援 等関係者は支援行動を開始する)</li></ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行 動を開始しなければならない段階	▲ 避難する(逃げる)
避難指示(緊急)	人的被害の発生する危険性が非常に 高いと判断された状況	<ul><li>→ 避難勧告等の発令後で避難中の 場合は、直ちに完了させる。</li><li>→ 未だ避難していない住民は、直 ちに避難行動に移るか、その時 間がない場合は屋内(高い場所) での退避等、生命を守るための 安全を確保する。</li></ul>

災害発生時には、何よりもまず、ご自身と家族の身の安全を優先に! ~安全が確認できましたら、地域やご近所での取組み・支援活動をお願いします~